

関東信越税理士会 熊谷支部 12月例会次第

日時 平成25年12月5日(木)

午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 11月 6日(月)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 11月 6日(月)	県北ブロック研修会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 11月 7日(火)	県連支部長会・青色申告会協議会	於	大宮サンパレス
(4) 11月11日(月)	納税表彰式	於	さくらめいと
(5) 11月14日・15日	柿沼明男会員通夜・告別式	於	熊谷葬祭センター
(6) 11月12日(火)	大里地区税政協議会	於	ホテルガーデンパレス
(7) 11月14日(木)	東京一日研修	於	議員会館等
(8) 11月16日(土)	税理士による小泉龍司後援会臨時総会	於	寄居町 喜楽
(9) 11月18日(月)	農業青色申告会との懇談会	於	熊谷税務署
(10) 11月21日(木)	本会学術討論会	於	大宮法科大学
(11) 11月22日(金)	支部ゴルフ愛好会第1回記念大会	於	熊谷ゴルフクラブ
(12) 11月25日・26日	金谷初雄会員ご尊父様通夜・告別式	於	妻沼メモリアルホール光彩
(13) 11月26日(火)	支部ソフトボール部忘年会	於	甲子園第二球場
(14) 12月 2日(月)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(15) 12月 2日(月)	署との書面添付・e-tax推進協議会	於	熊谷税務署
(16) 12月 2日(月)	正副支部長・地域長との協議会	於	支部事務局
(17) 12月 2日(月)	埼税協熊谷地域との協議会	於	支部事務局

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部研修会

日時 12月5日(木)午後3時00分～4時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 税理士法

講師 熊谷税務署総務課長 松谷正太郎氏

(2) 例会・署との協議会

日時 12月5日(木)午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(3) 支部忘年会

日時 12月5日(木)午後5時10分～

場所 ホテルガーデンパレス

(4) 県連支部長会・分掌機関会議

日時 12月9日(月)

場所 大宮ソニックシティ・パレスホテル

(5) 本会理事会・支部長会

日時 12月11日(水)午後1時30分～

場所 大宮パレスホテル

(6) 税務支援対策部確定申告期日程表作成

日時 12月11日(水)午後1時30分～

場所 支部事務局

(7) 熊谷法人会と青年部との税務研修会

日時 12月12日(水)午後4時00分～

場所 ホテルシティフィールド

(8) 正副支部長新春挨拶回り

時間 1月6日(月)午前10時30分～11時00分

場所 熊谷税務署他

(9) 正副支部長会

時間 1月6日(月)午前11時30分～

場所 未定

(10) 深谷商工会議所新春賀詞交歓会

日時 1月7日(火)午前11時00分～

場所 埼玉グランドホテル深谷

(11) 熊谷商工会議所賀詞交歓会

日時 1月8日(水)午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(12) 正副支部長・署との協議会

日時 1月9日(木)午後4時00分～

場所 熊谷税務署

(13) 正副支部長・地域長との協議会

埼玉税協熊谷地域との協議会

日時 1月30日(木)午後4時45分～

場所 支部事務局

* 林・新井埼玉税協常務理事にも出席をお願いします。

(14) 支部第2回理事会

日時 2月7日(金)午前11時～12時30分

場所 ホテルガーデンパレス3F 芙蓉

* 林・新井埼玉税協常務理事にも陪席をお願いします。

3. その他の協議報告事項

(1) 埼玉税協熊谷地域との協議会(12/2)の報告

① 支部愛好会への助成について

② 埼玉税協提携企業の選定基準について

③ 埼玉税協熊谷地域の今後の運営について

(2) 税務支援従事免除者について

病気療養中又は70歳以上の会員については免除となります。

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転入 小山浩志(平成25年11月27日 浦和支部より転入 税務支援対策部・青年部所属)

〒360-0823 熊谷市榎町145 EAST GARDEN 3F

TEL 507-1264 FAX 507-1264

蛭川俊也(平成25年11月30日 上尾支部より転入 調査研究部所属)

〒360-0033 熊谷市曙町3-62-1

TEL 525-0690 FAX 522-5941

転出 高橋幸一(平成25年11月30日 本庄支部へ転出)

〒367-0212 本庄市児玉町児玉1268-3 TEL 0495-72-1980

6. 次回例会予定

日時 1月14日(火) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会

支部研修会

日時 1月14日(火) 午前10時40分～12時40分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 雑損控除(たつ巻被害を中心として)・農業青色

講師 熊谷税務署担当官

*バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。
法定資料の提出はe-taxの利用をお願いします。

平成25年12月5日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支 部 長 渡 辺 実
副 支 部 長 曾 根 和 也
地 域 長 天 笠 裕 司
研 修 部 長 清 水 茂 昭

税理士会36時間規定研修

平成25年度熊谷支部研修会のご案内

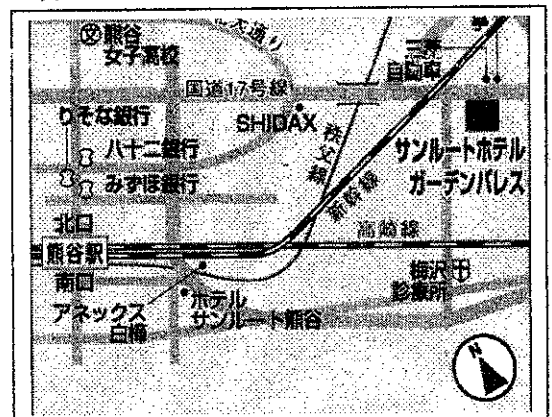
拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

記

日時 平成26年1月14日(火) 午前10時40分～12時40分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 雑損控除(たつ巻被害を中心とした)
農業青色申告
講師 熊谷税務署担当官
対象 税理士会会員及び職員
単位 2単位
バス 熊谷駅南口 9時10分発



★資料準備の為、12月20日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

FAX 048-521-9612

平成26年1月14日の研修会出席人数

会 員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

平成 25 年 12 月 5 日

会員各位

熊谷支部税務支援対策部

電子申告パソコン操作研修会のご案内

今年度も無料申告相談において電子申告を行います。つきましては、下記の日程で電子申告パソコン操作研修を行いますので対象の会員におかれましてはご出席下さいますようお願いいたします。

記

対象者 深谷コミュニティセンター無料申告相談担当者

商工会議所・商工会・農業青色申告会無料相談代理送信担当者

日 時 ①平成 26 年 1 月 31 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

②平成 26 年 2 月 4 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

《1部》 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

【内容】 申告書作成コーナーパソコン操作+深谷コミュニティセンター担当の注意点

《2部》 午後 2 時 40 分～午後 4 時 00 分

【内容】 商工会議所・商工会・農業青色申告会代理送信担当の注意点

※いずれか都合のよい日を選択してください

※深谷コミュニティセンター担当のみの方は 1 部のみの参加で構いません

※代理送信担当の方は 1 部 2 部ともにご参加ください

場 所 埼玉工業大学 23 号館情報基盤センター実習室

深谷市普濟寺 1690 電話 048-585-2521 駐車場は北門からお入りください

講 師 熊谷税務署担当官

★ 税理士会発行の電子証明書カードを持参する必要はありません。

平成 26 年 1 月 14 日 (火) までに支部事務局宛 FAX にてご連絡下さい。

FAX 521-9612

① 平成 26 年 1 月 31 日 (金)

の研修に出席します (該当部分に○をつけてください)

② 平成 24 年 2 月 4 日 (火)

会員名

税務支援の傷害保険補償内容について

- 1 保険種類:普通傷害保険
- 2 保険期間:平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
- 3 被保険者:税務支援にかかわる税理士
- 4 補償内容:税務支援業務のために自宅出発してから帰宅する間の傷害事故
- 5 保険金額:死亡保険金 1,000万円
後遺障害保険金 30万円～1,000万円(障害の程度に応じて)
入院日額 10,000円
通院日額 5,000円
- 6 連絡先等
万一、事故にあった際、下記あて御通知ください。通知いただく際、保険証券番号が必要となりますが、次のとおりです。
【保険証券番号】 8105513628
【連絡先】
株式会社 損害保険ジャパン
○平日9～17時
本店火災新種サービスセンター部 団体第一サービスセンター課
電話 050-3808-6600
○平日上記以外、休日
事故サポートデスク
電話 0120-727-110
- 7 傷害保険が適用される税務支援事業について
傷害保険が適用される税務支援業務は、平成25年7月1日から平成26年3月31日における次の事業です。
 - (1) 訪問個別指導方式による記帳指導
 - (2) 各種説明会講師
 - (3) 会計ソフト方式による記帳指導
 - (4) 確定申告期における電話相談による申告相談業務
 - (5) 確定申告期における無料申告相談
 - (6) 協議派遣方式により実施される税務支援業務
 - (7) 独自事業のうち、常設型(税務相談所における)税務支援及び会場型(本会が独自に設営する会場における)税務支援
 - (8) 「特設の会場で行う税務相談に関する実施要領」に基づき実施される税務相談業務(金融機関等による税務相談業務など)

※ 宿泊を伴う税務支援の場合、上記適用はありません。その場合、別途、傷害保険の契約を行う関係で、従事される1週間前までを目途に、関東信越税理士会事務局(担当:岩崎・秋元 TEL048-643-1661)まで、御連絡ください。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
25.12. 9(月)	高橋勤二	
25.12.12(木)	田代充雄	
25.12.19(木)	中村尚和	
26. 1.16(木)	増田俊樹	
26. 1.20(月)	松本一良	
26. 1.23(木)	村田克也	
26. 1.27(月)	森田正男	
26. 1.30(木)	山崎浩成	
26. 2. 3(月)	陸名久好	
26. 2. 6(木)	龍前篤司	
26. 2. 3(木)	渡辺慶二	
26. 2.10(月)	石澤利一	
26. 2.13(木)	大谷宏一	
26. 2.17(月)	小野澤克則	
26. 2.20(木)	柿沼和歌枝	
26. 2.24(月)	北原理恵	
26. 2.27(木)	柴崎 健	
26. 3. 3(月)	染谷美美子	
26. 3. 6(木)	富田秀昭	
26. 3.10(月)	長谷部好一	
26. 3.13(木)	福島泰彦	
26. 3.17(月)	武藤伸悟	
26. 3.20(木)	伊東修二	
26. 3.24(月)	大山 亨	
26. 3.27(木)	大久保秀彦	
26. 3.31(月)	金井千尋	

*午後1時30分～4時00分

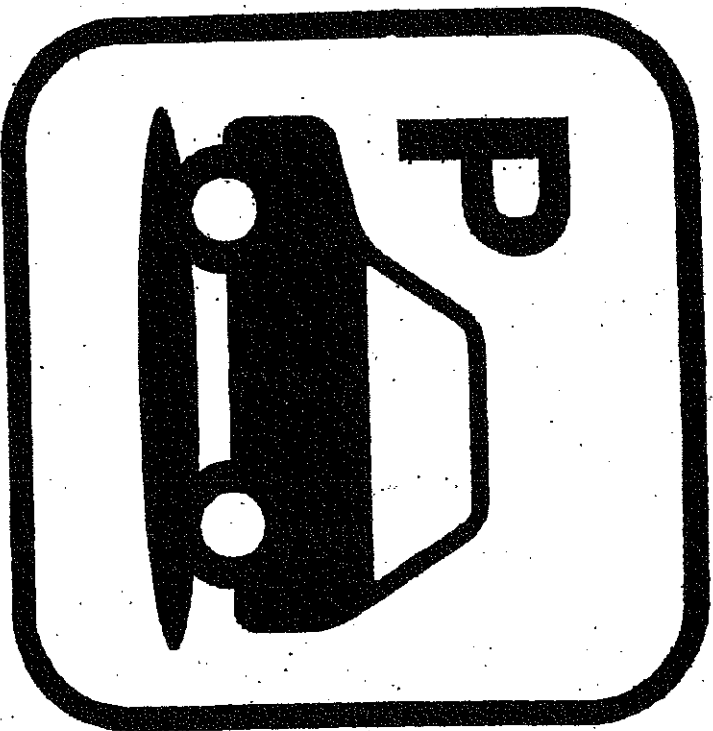
*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

ぶどうの樹		
税理士会		
税理士会		
		聖公会

* 聖公会教会駐車場の利用場所は上記の2台分です。
 * 利用期間は1月1日から3月31日までです。

熊谷税務署



関東信越税理士会熊谷支部

日時 平成 25 年 12 月 5 日 (木)
16 時 00 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 平成 25 年分確定申告期における閉庁日対応について (総務課)

閉庁日対応を行う日：平成 26 年 2 月 23 日(日)及び 3 月 2 日(日)

対応業務：確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談

(2) 確定申告期における e-Tax 及び e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について (総務課)

イ e-Tax の受付時間 (送信可能時間)

(イ) 平成 26 年 1 月 14 日 (火) ～ 3 月 17 日 (月)

全期間 (土日祝日を含む) : 24 時間

(ロ) 上記 (イ) 以外の期間

月曜日～金曜日 (祝日等及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く。) :
8 時 30 分～24 時

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

(イ) 平成 26 年 1 月 14 日 (火) ～ 3 月 17 日 (月)

月曜日～金曜日 (2 月 11 日 (祝日) を除く。) 及び 2 月 16 日・23 日、3 月
2 日・9 日・16 日の日曜日：9 時～20 時

(ロ) 上記 (イ) 以外の期間

月曜日～金曜日 (祝日等及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く。) :
9 時～17 時

(3) 国家公務員倫理法・倫理規定について

(総務課)

別添 1 「国民の皆様の 8 つの疑問にお答えします」 参照

(4) 確定申告関係書類の配付依頼について

(管理運営部門)

イ 別添 2 「確定申告関係書類配付表」 (平成 25 年分) に記載の書類
関東信越税理士会熊谷支部事務局に備え付け

ロ 上記「イ」以外の書類

別添 3 「確定申告関係用紙申込票」により税務署 (管理運営部門) あて請求

(5) 「未納国税のお知らせ」 (年末催告書) の送付について

(徴収部門)

(6) 申告書様式の改訂について

(個人課税部門)

別添 4 「申告書様式の改訂について」 参照

(7) 平成 25 年分お知らせはがきの送付対象者について

(個人課税部門)

別添 5 「平成 25 年分お知らせはがきの送付対象者」 参照

(8) 法定調書の e - Tax の代理送信について

(個人課税部門)

別添 6 「法定調書は e - Tax で代理送信！」 参照

(9) e - Tax 研修会の開催について

(個人課税部門)

日時：平成 26 年 1 月 31 日 (金) 13:30～16:00

平成 26 年 2 月 4 日 (火) 13:30～16:00

場所：埼玉工業大学 (深谷市)

(10) 「「財産及び債務の明細書」についてのお尋ね」の送付について (個人課税部門)

文書送付日：平成 25 年 12 月 2 日 (月)

添付書類

1 「国民の皆様の 8 つの疑問にお答えします」

(総務課)

2 「確定申告関係書類配付表」(平成 25 年分)

(管理運営部門)

3 「確定申告関係用紙申込票」

(管理運営部門)

4 「申告書様式の改訂について」

(個人課税部門)

5 「平成25年分お知らせはがきの送付対象者」

(個人課税部門)

6 「法定調書はe - Taxで代理

国民の皆様の

8つの疑問

にお答えします

——国家公務員倫理法・倫理規程について——

その1

国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程とは、どのようなものですか？

国家公務員倫理法（倫理法）は、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とした法律です。国家公務員倫理規程（倫理規程）は倫理法に基づく政令で、「利害関係者」に該当する人との付き合い方等について、国家公務員が守るべきルールが定められています。

※ 国家公務員倫理審査会のホームページ（<http://www.jinji.go.jp/rinri/>）には、倫理法・倫理規程の全文のほか、各種広報用資料、解説と質疑応答集等が掲載されています。また、ホームページ上で倫理法・倫理規程や国家公務員の倫理に関する御意見、御質問も受け付けていますので、御利用ください。

その2

国家公務員にとって「利害関係者」とはどのような人が該当するのですか？

倫理規程では、「許認可等の相手方」、「立入検査等の相手方」、「契約の相手方」など、担当する仕事の相手方を「利害関係者」として具体的に定めています。

その3

国家公務員に飲食の接待をすることは禁止されているのですか？

国家公務員は、利害関係者から飲食等の接待を受けることは禁止されています。利害関係者からなくても、同じ相手から何度も食事をこちそうになる等、社会通念を超えるような接待を受けることは禁止されています。

その4

国家公務員と割り勘で一緒に食事をしたり、お酒を飲んだりすることはできますか？

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。（1万円を超えるときは倫理監督官への事前の届出が必要となります。）

ただし、国家公務員による飲食費用の負担が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することは、利害関係者から当該差額分の接待を受けることとなるため、禁止されます。

その5

国家公務員に季節の贈り物やお礼の品を贈ることは問題ありませんか？

国家公務員は利害関係者から金銭・物品の贈与を受けることが禁止されていますので、利害関係者からはお中元やお歳暮などの季節の贈り物やお礼の品を受け取ることができません。利害関係者からでなければ、社会通念の範囲内で受け取ることができますが、著しく高額な贈り物を受け取ることや、同じ相手から繰り返し贈り物を受け取ること等、社会通念を超えるような贈与を受けることは禁止されています。

その6

国家公務員に講演や原稿執筆の依頼をすることはできますか？

講演や原稿の執筆を引き受けることについては特に問題ありません。ただし、依頼者が利害関係者に当たる場合は、報酬を受けて講演や原稿執筆等をするためには、国家公務員はあらかじめ各府省の承認を受ける必要があります。その際、受け取ることができる報酬の額についても、各府省で基準が定められています。また、報酬の額について事後に報告をしなければならない場合があります。

その7

国家公務員は利害関係者から香典や祝儀を受け取ることができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員の親族の葬儀に際して、仕事上の関係者から多額の香典が集められるというケースが見られました。過去にこのような問題があったことを踏まえ、仕事の公正さに対して国民から疑惑や不信を招きかねないような行為は厳に慎むべきとの観点から、倫理規程では利害関係者から香典や祝儀を受け取することを禁止しています。

その8

国家公務員は利害関係者と一緒にゴルフや旅行ができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員が関係業者から過剰な接待を受け、大きな社会問題となりましたが、そうした過剰接待の典型例としてゴルフ接待や接待旅行がありました。残念ながら、最近でもこうした不祥事が見受けられ、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフや旅行をすることは、国民から「不適切な関係にあるのではないか」との疑惑を招くおそれがあります。こうした理由で、割り勘であっても、利害関係者とのゴルフや旅行は倫理規程によって禁止されています。

もちろん、ゴルフや旅行自体が悪いわけではありませんし、利害関係者でない人と一緒にゴルフや旅行に行くことは全く問題ありません。また、ゴルフについて、自分が会員となっているゴルフクラブの月例コンペ（利害関係者も参加）に参加する場合等、認められる場合もありますし、旅行についても、仕事の都合で一緒に出張をしなければならない場合等、認められる場合もあります。（詳細については、ホームページを御覧ください。）

公務員倫理ホットライン（倫理審査会の通報・相談窓口）

TEL 03-3581-5344 e-mail rinrimail@jinji.go.jp

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は公務員倫理ホットラインへ御連絡ください。

通報者の氏名等は窓口限りにとどめられます。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3 ホームページ <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

確定申告関係書類配付表 (平成25年分)

税理士会

〔所得税関係〕

用 紙 名	
所得税 の確定 申告書	A様式
	B様式
	第三表(分離課税用)
	第四表(損失申告用)
	第四表付表(東日本大震災の被災者の方用)
	添付書類台紙
確定申 告書の 手引き	A様式用
	B様式用
	損失申告用
青 色 決算書	一般用
	現金主義用
	不動産用
	付表(医師・歯科医師用)
収 支 内訳書	一般用
	不動産用
	農業用

用 紙 名	
添 付 類	所得の内訳書
	財産債務の明細書
	医療費の明細書
	住宅借入金等特別控除額の計算明細書
	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
	家内労働者等の事業所得等の必要経費額の計算書
	外国税額控除の計算明細書
	控除対象外消費税の必要経費算入に関する明細書
	政党等寄付金特別控除額の計算明細書
	先物取引に係る雑所得等の計算明細書
	付表 先物取引の繰越用
	準確定申告書付表
	被災した住宅、家財等の損失額の計算書
	雑損失の金額の計算書
各 種 届出書	青色申告承認申請書
	専従者給与の届出書
	青色申告取りやめ書
	開廃業届出書

〔消費税関係〕

消費税 の 申告書	一般・簡易
	付表2・付表5
	一般・簡易用手引き
	仕入控除額に関する明細書
	課税売上・仕入高計算書
	消費税還付申告に係る明細書

〔資産税関係〕

譲渡所得の内訳書	
株式等に係る譲渡所得の金額の計算明細書	
所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	
贈与税 申告書	第一表
	第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
	第二表(相続時精算課税の計算明細書)
	相続時精算課税選択届出書

〔納付関係〕

納付書 関 係	所得税納付書
	消費税納付書
	贈与税納付書
	口座振替依頼書

〔電子申告関係〕

電子申告・納税等開始(変更等)届出書
ダイレクト納付利用届出書

平成 年 月 日

熊谷税務署
管理運営部門あて

確定申告関係用紙申込票

税理士名 _____
所在地 _____
担当者 _____
電 話 _____

用紙名等	部数	用紙名等	部数

- 1 主な用紙は、税理士会事務局にまとめて用意してあります。
- 2 税理士会事務局に用意していない用紙については、この申込票をご提出ください。
- 3 用紙の交付については、管理運営部門の窓口で交付します。
事前にご連絡を差し上げますが、概ね1週間程度かかります。

準備	交付

申告書様式の改訂について

申告書様式について次のとおり改訂します。改訂後の申告書は別紙のとおりです。

改訂事項	対象となる申告書										
○ 提出用の右端の使用対象年分を「平成 25 年分以降用」に改訂 ○ 帳票コードの改訂 ○ 標題を「所得税及び復興特別所得税」に改訂 ○ 「復興特別所得税」の導入に伴う欄の新設に伴う各欄の番号送り	申告書A第一表・第二表 申告書B第一表・第二表 申告書第三表 申告書第四表 申告書第四表（付表） 申告書第五表										
○ 給与所得者の特定支出控除の改正に伴い、「給与所得」欄に「区分」欄を新設 ○ 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」欄を統合し、「区分」欄を新設 ○ 「電子証明書等特別控除」欄の削除 ○ 「災害減免額・外国所得税額」欄を分割し、「外国所得税額」欄に「区分」欄を新設 ○ 「再差引所得税額（基準所得税額）」欄、「復興特別所得税額」欄、「所得税及び復興特別所得税の額」欄を新設 ○ 次の欄を以下のとおり改訂 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改訂前</th><th>改訂後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>源泉徴収税額</td><td>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</td></tr> <tr> <td>申告納税額</td><td>所得税及び復興特別所得税の申告納税額</td></tr> <tr> <td>雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額</td><td>雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額</td></tr> <tr> <td>未納付の源泉徴収税額</td><td>未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</td></tr> </tbody> </table> ○ 税理士欄（署名押印、電話番号、税理士法 30 条及び 33 条の書面添付の提出についてのチェック欄）について、申告書左下に移設	改訂前	改訂後	源泉徴収税額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	申告納税額	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	未納付の源泉徴収税額	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	申告書A第一表 申告書B第一表
改訂前	改訂後										
源泉徴収税額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額										
申告納税額	所得税及び復興特別所得税の申告納税額										
雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額	雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額										
未納付の源泉徴収税額	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額										
○ 申告書のOCR読み取り欄（㉗欄から㉙欄）の縦幅の縮小	申告書A第一表										
○ 次の欄を以下のとおり改訂 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改訂前</th><th>改訂後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定納税額（第 1 期分・第 2 期分）</td><td>所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第 1 期分・第 2 期分）</td></tr> <tr> <td>第 3 期分の税額</td><td>所得税及び復興特別所得税の第 3 期分の税額</td></tr> </tbody> </table>	改訂前	改訂後	予定納税額（第 1 期分・第 2 期分）	所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第 1 期分・第 2 期分）	第 3 期分の税額	所得税及び復興特別所得税の第 3 期分の税額	申告書B第一表				
改訂前	改訂後										
予定納税額（第 1 期分・第 2 期分）	所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第 1 期分・第 2 期分）										
第 3 期分の税額	所得税及び復興特別所得税の第 3 期分の税額										

改 訂 事 項	対象となる申告書														
○ 所得の内訳（源泉徴収税額）欄を以下のとおり改訂 <table border="1" data-bbox="242 398 1098 672"> <thead> <tr> <th>改訂前</th><th>改訂後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【標題】 所得の内訳（源泉徴収税額）</td><td>【標題】 所得の内訳（<u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</u>）</td></tr> <tr> <td>源泉徴収税額</td><td><u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</u></td></tr> <tr> <td>源泉徴収税額の合計額</td><td><u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額</u></td></tr> </tbody> </table>	改訂前	改訂後	【標題】 所得の内訳（源泉徴収税額）	【標題】 所得の内訳（ <u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</u> ）	源泉徴収税額	<u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</u>	源泉徴収税額の合計額	<u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額</u>	申告書A第二表 申告書B第二表						
改訂前	改訂後														
【標題】 所得の内訳（源泉徴収税額）	【標題】 所得の内訳（ <u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</u> ）														
源泉徴収税額	<u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額</u>														
源泉徴収税額の合計額	<u>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額</u>														
○ 退職所得の改正に伴い、「○ 退職所得に関する事項」に「収入金額」欄を新設	申告書第三表														
○ 「繰越損失を差し引く計算」欄の㉔「翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額（㉔ー㉔）」欄について、平成22年分の「被災純損失（青・白）」、「特定雑損失」について、平成26年分に繰り越しできるよう改訂	申告書第四表(付表)(二)														
○ 特定支出控除の改正に伴い、「給与所得」欄に「区分」欄を新設 ○ 「配偶者控除」と「配偶者特別控除」欄を統合し、「区分」欄を新設 ○ 「災害減免額・外国所得税額」欄を分割し、「外国所得税額」欄に「区分」欄を新設 ○ 「再差引所得税額（基準所得税額）」欄、「復興特別所得税額」欄、「所得税及び復興特別所得税の額」欄を新設 ○ 次の欄を以下のとおり改訂 <table border="1" data-bbox="242 1227 1098 1590"> <thead> <tr> <th>改訂前</th><th>改訂後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>源泉所得税額</td><td><u>所得税及び復興特別所得税の源泉所得税額</u></td></tr> <tr> <td>申告納税額</td><td><u>所得税及び復興特別所得税の申告納税額</u></td></tr> <tr> <td>予定納税額（第1期分・第2期分）</td><td><u>所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第1期分・第2期分）</u></td></tr> <tr> <td>第3期分の税額</td><td><u>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額</u></td></tr> <tr> <td>申告納税額の増加額</td><td><u>所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額</u></td></tr> <tr> <td>第3期分の税額の増加額</td><td><u>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額</u></td></tr> </tbody> </table> ○ 延滞税の割合の改正に伴い、控用の裏面の説明書きを改訂	改訂前	改訂後	源泉所得税額	<u>所得税及び復興特別所得税の源泉所得税額</u>	申告納税額	<u>所得税及び復興特別所得税の申告納税額</u>	予定納税額（第1期分・第2期分）	<u>所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第1期分・第2期分）</u>	第3期分の税額	<u>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額</u>	申告納税額の増加額	<u>所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額</u>	第3期分の税額の増加額	<u>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額</u>	申告書第五表
改訂前	改訂後														
源泉所得税額	<u>所得税及び復興特別所得税の源泉所得税額</u>														
申告納税額	<u>所得税及び復興特別所得税の申告納税額</u>														
予定納税額（第1期分・第2期分）	<u>所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第1期分・第2期分）</u>														
第3期分の税額	<u>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額</u>														
申告納税額の増加額	<u>所得税及び復興特別所得税の申告納税額の増加額</u>														
第3期分の税額の増加額	<u>所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額の増加額</u>														

第一表 (平成二十五年分以降用)

住所 〒 フリガナ 氏名 性別 年齢 電話番号 自宅・勤務先・携帯 特記事項

収入金額等		所得金額		所得から差し引かれる金額		税金		その他	
事業所得	⑦	給与所得	⑥	配偶者控除	⑮	課税される所得金額	②⑥	配偶者の合計所得金額	④⑨
不動産所得	⑧	雑所得	⑦	専従者給与(控除)額	⑯	上の②に対する税額	②⑦	青色申告特別控除額	⑤①
利子所得	⑨	総合課税	⑧	医療費控除	⑰	配当控除	②⑧	基礎控除	⑤②
配当所得	⑩	総合課税	⑨	社会保険料控除	⑱	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	②⑨	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑤③
雑所得	⑪	総合課税	⑩	小規模企業共済等掛金控除	⑲	災害減免額	②⑩	本年分で差し引く繰越損失額	⑤④
総合課税	⑫	総合課税	⑪	生命保険料控除	⑳	所得引所得税額	②⑪	平均課税対象金額	⑤⑤
一時所得	⑬	総合課税	⑫	地震保険料控除	㉑	復興特別所得税額	②⑫	変動・臨時所得金額	⑤⑥
事業所得	⑭	総合課税	⑬	寄附金控除	㉒	所得税及び復興特別所得税の額	②⑬	申告期限までに納付する金額	⑤⑦
不動産所得	⑮	総合課税	⑭	寡婦・寡夫控除	㉓	外国税額控除	②⑭	延納届出額	⑤⑧
利子所得	⑯	総合課税	⑮	勤労学生・障害者控除	㉔	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	②⑮		
配当所得	⑰	総合課税	⑯	配偶者(特別)控除	㉕	所得税及び復興特別所得税の申告税額	②⑯		
雑所得	⑱	総合課税	⑰	扶養控除	㉖	所得税及び復興特別所得税の申告税額	②⑰		
総合課税	⑲	総合課税	⑱	基礎控除	㉗	所得税及び復興特別所得税の申告税額	②⑱		
一時所得	⑳	総合課税	⑲	合計	㉘	所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉘		
事業所得	㉑	総合課税	㉑			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉑		
不動産所得	㉒	総合課税	㉒			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉒		
利子所得	㉓	総合課税	㉓			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉓		
配当所得	㉔	総合課税	㉔			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉔		
雑所得	㉕	総合課税	㉕			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉕		
総合課税	㉖	総合課税	㉖			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉖		
一時所得	㉗	総合課税	㉗			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉗		
事業所得	㉘	総合課税	㉘			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉘		
不動産所得	㉙	総合課税	㉙			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉙		
利子所得	㉚	総合課税	㉚			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉚		
配当所得	㉛	総合課税	㉛			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉛		
雑所得	㉜	総合課税	㉜			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉜		
総合課税	㉝	総合課税	㉝			所得税及び復興特別所得税の申告税額	②㉝		

F A 0 0 7 3

住所	
氏名	

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

[illegible]

○ 特例適用条文等

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の 生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	16 歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
				平 . .	
				平 . .	
				平 . .	
事業税	非課税所得など		番号	所得額	円
	損益通算の特例適用前の 不動産所得				円
	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額				
	事業用資産の繰上損失など				
	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	他都道府県の事務所等	円

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

① 雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類など	
	損害金額	円	保険金など 補填される 金額	円	差引損失額 のうち災害関連 支出の金額	円
② 医療費控除	支払医療費		円	保険金などで 補填される金額		円
③ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	円	④ 掛金の種類	支払掛金	円
	合 計				合 計	
⑤ 生命保険料控除	新生命保険料の計		円	旧生命保険料の計		円
	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計					
⑥ 地震保険料控除	地震保険料の計		円	旧長期損害保険料の計		円
⑦ 寄附金控除	寄附先の 所在地・名称		震災関連寄附金		円	
			上以外の寄附金			
⑧ 不労所得控除	□ 寡婦(寡夫)控除 (□ 死 別 □ 生 死 不 明) (□ 離 婚 □ 未 帰 還)		□ 勤労学生控除 (学校名)			
⑨ 氏名	氏 名					
⑩ 配偶者控除	配偶者の氏名		生 年 月 日		□ 配偶者控除	
			明・大 昭・平		□ 配偶者特別控除	
	控除対象扶養親族の氏名		総 柄	生 年 月 日	控 除 額	
				明・大 昭・平	万円	
⑪ 配偶者特別控除				明・大 昭・平		
				明・大 昭・平		
				明・大 昭・平		
⑫ 扶養控除額の合計					万円	

○ 事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
氏名				
生年月日	明・大 昭・平			
氏名				
生年月日	明・大 昭・平			
			⑤専従者給与(控除)額の合計額	

第二表
（平成二十五年分以降用）
第三表は、第一表と別に提出してください。
源泉徴収票
医氏年金保険料や生命保険料の支払証明書
額
円

平成25年分お知らせはがきの送付対象者

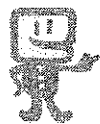
前年における申告区分			発送区分
税務署申告	e-Tax申告者	作成コーナー用PC (e-Tax)	お知らせはがき (来署用)
	書面申告者	作成コーナー用PC (書面)	お知らせはがき (来署用)
		手書き申告書	プレプリント申告書
自宅申告	e-Tax申告者	本人送信	発送なし
		税理士の代理送信	
	書面申告者	国税庁HP作成コーナー (書面)	お知らせはがき (自宅用)
		手書き申告書	プレプリント申告書
年金説明会・無料相談	e-Tax申告者	本人送信	発送なし
		税理士の代理送信	お知らせはがき (来署用)
		作成コーナー用PC (e-Tax)	
	書面申告者	作成コーナー用PC (書面)	お知らせはがき (来署用)
		手書き申告書	プレプリント申告書
関係団体(青年会、商工会等)	e-Tax申告者	本人送信	発送なし
		税理士の代理送信	お知らせはがき (来署用)
	書面申告者	手書き申告書	プレプリント申告書

(注1) 平成25年分の送付対象者は、24年分の送付対象者と同様である。

(注2)  は、お知らせはがきの送付対象者(システム抽出)を示す。

(注3) お知らせはがきの送付対象者のうち、納付書送付対象者及び補完記入対象者については、お知らせはがきに代えて、お知らせ通知書を送付する。

法定調書はe-Taxで代理送信!



平成25年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書（及び同合計表）の提出期限は、**平成26年1月31日（金）**です。

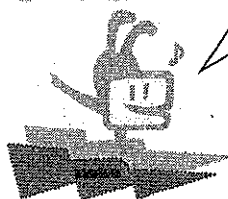
法定調書は、税理士の皆さんがe-Taxにより提出（代理送信）することも可能です。大変便利です。是非、ご利用ください。

税理士事務所



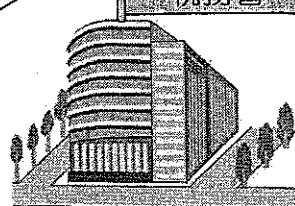
e-Taxソフト又はご契約されている会計ソフトを利用して、法定調書のデータを関与先納税者の所轄税務署へ代理送信することができます。

e-Tax



「データ送信」で提出完了!!

税務署



STEP 1



関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出してください。

税理士の皆さんが関与先納税者の法定調書をe-Taxにより代理送信するためには、まず、関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

税理士の皆さんは、e-Taxソフト又はご契約されている会計ソフトを利用して、関与先納税者の開始届出書を代理で提出することができますので、是非、ご利用ください。

もちろん、関与先納税者がオンライン又は書面により開始届出書を提出することも可能です。

STEP 2



税務署から利用者識別番号と暗証番号が通知されます。

1 利用者識別番号と暗証番号の通知

- (1) 税理士の皆さんが開始届出書を代理で提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに格納されます。
- (2) 関与先納税者が開始届出書をオンラインにより提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、関与先納税者のメッセージボックスに格納されます。
- (3) 関与先納税者が開始届出書を書面により提出した場合は、後日、郵送により利用者識別番号等が記載された通知書が送付されます（送付されるまで、最短で1週間程度要します。）。

2 暗証番号の変更（関与先納税者が書面により開始届出書を提出した場合のみ）

関与先納税者が書面により開始届出書を提出した場合、関与先納税者には、税務署から仮暗証番号が送付されます。情報セキュリティの観点から、関与先納税者に対し、暗証番号の変更を行うよう指導してください。暗証番号の変更は、e-Taxホームページから行うことができます。

（注）税理士の皆さんが、関与先納税者の法定調書を代理送信するには、関与先納税者の利用者識別番号が必要となりますので、事前にご確認ください。

STEP 3



税理士の電子証明書で送信できます。

関与先納税者がe-Taxを利用して法定調書を提出する場合は、事前に電子証明書を取得する必要がありますが、税理士の皆さんが代理送信により提出する場合は、税理士の皆さんの電子証明書を添付することにより送信が可能となりますので、関与先納税者の電子証明書は必要ありません。

なお、税理士の皆さんが代理送信した場合、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、関与先納税者においても受付結果の確認ができます。

代理送信の方法

e-Taxソフト（WEB版）を利用して送信すると便利です！

①利用者情報の登録

メインメニュー

② ログイン

① 新規登録

e-Taxをはじめて利用する方は①から、それ以外の方は②からログインします。その後、③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書を作成します。

③ 利用者情報の登録

④ 法定調書の作成

②支払調書の作成（データ添付）

源泉徴収票、各支払調書の作成

作成可能な支払調書の種類は、支払調書作成ソフト（「源泉」）で指定する作成範囲が示されます。ソフト上で指定した範囲は、印刷時に「源泉」ボタンを押して確認し、「次へ」ボタンを押して確認し、法定調書の作成を行います。その結果「次へ」ボタンを押して確認し、法定調書の作成を行います。

※ 源泉ソフトや支払調書ソフトで作成したデータは、国税庁の定める電子データ形式（XML）により送信する場合は、標準規格に準拠したものを、作成可能な調書の枚数は、100枚までとっております。これも異なる場合、光ディスク等で提出してください。

作成範囲	作成/CSV添付	合計枚数	訂正/クリア
給与所得の源泉徴収票	作成	0枚	訂正
源泉所得の源泉徴収票（特別徴収票）	作成	0枚	訂正
報酬、料金、謝金及び料金の支払調書	作成	0枚	訂正
報酬、料金、謝金及び料金の支払調書（社会保険料徴収票等）	作成	0枚	訂正
不動産の賃貸料等の支払調書	作成	0枚	訂正
不動産等の賃貸料等の支払調書	作成	0枚	訂正
不動産等の賃貸料等の支払調書	作成	0枚	訂正

② 法定調書の作成

※ 各調書につき100枚まで作成が可能です。

③送信

電子署名の付与

電子署名の付与

電子署名の付与

電子署名の付与

電子署名を付与して送信

※ 画面は平成25年8月現在の情報に基づいて作成しています。

従来からの
e-Taxソフト
もあるよ！

市販の給与計算ソフト等で作成したエクセルデータを読み込むこともできます。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類	支払調書の種類
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
10文字以内	10文字以内	10文字以内	10文字以内	10文字以内	10文字以内	10文字以内	10文字以内	10文字以内	10文字以内	10文字以内
305 019991	東京 株式会社	03-	東京 株式会社							

※ 入力終了後、タイトル行（参考図では、1～4行目）を削除してください。

簡単・便利！

詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。
利用開始の手続、e-Taxソフトの操作方法、また、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する情報についてお知らせしています。

法定調書の作成枚数が多い場合は、光ディスク等による提出が便利です！



国税庁で定める
データ形式



光ディスク等による提出は

- 市販の表計算ソフト等を利用してデータ作成ができ、大量の法定調書を作成する場合に適しています。
- ご利用に当たっては、所轄の税務署へ「提出承認申請書」を提出してください。
- 「法定調書合計表」は、光ディスク等による提出ができないため、e-Tax又は書面による提出をお願いします。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧(信用金庫)

【平成25年11月25日現在】

		サービス開始済み						導入予定	
県別	信用金庫数	名 称						名 称	
札幌	23	札幌信用金庫	旭川信用金庫	函館信用金庫	帯広信用金庫	道庁信用金庫			
		室蘭信用金庫	北門信用金庫	小樽信用金庫	釧路信用金庫	江差信用金庫			
		空知信用金庫	伊達信用金庫	稚内信用金庫	大地みらい信用金庫	遠軽信用金庫			
		苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	留萌信用金庫	北見信用金庫				
		北海信用金庫	日高信用金庫	北星信用金庫	網走信用金庫				
仙台	25	東奥信用金庫	盛岡信用金庫	水沢信用金庫	二本松信用金庫	気仙沼信用金庫			
		秋田信用金庫	宮古信用金庫	金津信用金庫	福島信用金庫	白河信用金庫			
		羽後信用金庫	一関信用金庫	郡山信用金庫	青い森信用金庫	宮城第一信用金庫			
		米沢信用金庫	北上信用金庫	ひまわり信用金庫	杜の都信用金庫	仙南信用金庫			
		鶴岡信用金庫	花巻信用金庫	あぶくま信用金庫	石巻信用金庫	須賀川信用金庫			
関東信越	32	高崎信用金庫	北群馬信用金庫	佐野信用金庫	新潟信用金庫	上越信用金庫	アルプス中央信用金庫	加茂信用金庫	埼玉縣信用金庫(平成26年1月～)
		桐生信用金庫	しのめ信用金庫	大田原信用金庫	長岡信用金庫	松本信用金庫	鳥山信用金庫	長野信用金庫	
		アイオー信用金庫	足利小山信用金庫	結城信用金庫	三条信用金庫	上田信用金庫	青木信用金庫		
		利根郡信用金庫	栃木信用金庫	川口信用金庫	新発田信用金庫	諏訪信用金庫	新井信用金庫		
		館林信用金庫	鹿沼相互信用金庫	飯能信用金庫	柏崎信用金庫	飯田信用金庫	村上信用金庫		
東京	36	川崎信用金庫	東京ベイ信用金庫	興産信用金庫	電有信用金庫	目黒信用金庫	巣鴨信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫(平成26年1月～)
		朝日信用金庫	佐原信用金庫	さわやか信用金庫	小松川信用金庫	世田谷信用金庫	青梅信用金庫	東京三協信用金庫	
		西武信用金庫	三浦瀬沢信用金庫	東京シティ信用金庫	足立成和信用金庫	東京信用金庫	甲府信用金庫	館山信用金庫	
		千葉信用金庫	中栄信用金庫	芝信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫	山梨信用金庫	湘南信用金庫	
		銚子信用金庫	中南信用金庫	東栄信用金庫	昭和信用金庫	湘野川信用金庫	平塚信用金庫	東京東信用金庫	
		多摩信用金庫							
金沢	17	富山信用金庫	にいかわ信用金庫	石動信用金庫	北陸信用金庫	福井信用金庫	越前信用金庫		
		高岡信用金庫	水見伏木信用金庫	金沢信用金庫	鶴来信用金庫	武生信用金庫	敦賀信用金庫		
		新湊信用金庫	砺波信用金庫	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	小浜信用金庫			
名古屋	39	静岡信用金庫	磐田信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	碧海信用金庫	北伊勢上野信用金庫	桑名信用金庫	
		静岡信用金庫	焼津信用金庫	関信用金庫	いちい信用金庫	西尾信用金庫	三重信用金庫	高山信用金庫	
		浜松信用金庫	富士信用金庫	八幡信用金庫	瀬戸信用金庫	蒲郡信用金庫	紀北信用金庫	豊川信用金庫	
		沼津信用金庫	遠州信用金庫	西濃信用金庫	半田信用金庫	尾西信用金庫	富士宮信用金庫		
		三島信用金庫	岐阜信用金庫	愛知信用金庫	知多信用金庫	中日信用金庫	掛川信用金庫		
		鳥田信用金庫	大垣信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	津信用金庫	東春信用金庫		
大阪	32	京都信用金庫	長浜信用金庫	十三信用金庫	奈良中央信用金庫	淡路信用金庫	大阪商工信用金庫	奈良信用金庫	
		京都中央信用金庫	湖東信用金庫	大阪東信用金庫	きのくに信用金庫	西兵庫信用金庫	神戸信用金庫	但馬信用金庫	
		樟州信用金庫	大阪信用金庫	枚方信用金庫	姫路信用金庫	中兵庫信用金庫	永和信用金庫		
		日新信用金庫	大阪厚生信用金庫	摂津水都信用金庫	兵庫信用金庫	但馬信用金庫	新宮信用金庫		
		滋賀中央信用金庫	大阪市信用金庫	大和信用金庫	尼崎信用金庫	京都北部信用金庫	大福信用金庫		
広島	22	鳥取信用金庫	日本海信用金庫	津山信用金庫	日生信用金庫	しまなみ信用金庫	防府信用金庫		
		米子信用金庫	島根中央信用金庫	玉島信用金庫	備前信用金庫	広島みどり信用金庫	東山口信用金庫		
		倉吉信用金庫	おかやま信用金庫	備北信用金庫	広島信用金庫	萩山口信用金庫			
		しまね信用金庫	水島信用金庫	吉備信用金庫	呉信用金庫	西中国信用金庫			
高松	9	徳島信用金庫	観音寺信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫	幡豆信用金庫			
		阿南信用金庫	愛媛信用金庫	東予信用金庫	高松信用金庫				
福岡	12	福岡信用金庫	大牟田柳川信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	佐賀信用金庫	九州ひぜん信用金庫		
		福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	大川信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫	たちばな信用金庫		
熊本	13	熊本信用金庫	熊本中央信用金庫	大分みらい信用金庫	高崎信用金庫	鹿児島相互信用金庫	延岡信用金庫	都城信用金庫	
		熊本第一信用金庫	天草信用金庫	宮崎信用金庫	鹿児島信用金庫	奄美大島信用金庫	大分信用金庫		
沖縄	1	コザ信用金庫							
合計	281								

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。
 2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（銀行・信用組合・労働金庫）

【平成25年11月25日現在】

局所等	銀行	信用組合	労働金庫	銀行		信用組合		労働金庫	
				導入済み	導入予定	導入済み	導入予定	導入済み	導入予定
都市銀行等	6	0	0	みずほ銀行、三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行					
札幌	2	1	0	北洋銀行、北海道銀行		札幌中央信用組合			北海道労働金庫 （平成26年1月～）
仙台	11	1	0	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行 北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行 仙台銀行、東邦銀行、北都銀行 みちのく銀行、山形銀行		仙北信用組合			東北労働金庫 （平成26年1月～）
関東信越	10	4	0	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行 第四銀行、筑波銀行、東和銀行 栃木銀行、長野銀行、八十二銀行 武蔵野銀行		茨城県信用組合 協栄信用組合 群馬県信用組合 新潟県信用組合			新潟県労働金庫 （平成26年1月～） 長野県労働金庫 （平成26年1月～）
東京	7	8	0	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行 東京都民銀行、東日本銀行 山梨中央銀行、横浜銀行	八千代銀行 （平成26年1月～）	あすか信用組合 君津信用組合 青和信用組合 相愛信用組合 第一勧業信用組合 大東京信用組合 都留信用組合 山梨県民信用組合			中央労働金庫 （平成26年1月～）
金沢	4	1	0	福井銀行、福邦銀行、北陸銀行 北國銀行		岐阜商工信用組合			北陸労働金庫 （平成26年1月～）
名古屋	10	3	0	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行 静岡中央銀行、清水銀行、十六銀行 中京銀行、名古屋銀行、百五銀行 三重銀行	第三銀行 （平成26年1月～）	愛知県中央信用組合 飛騨信用組合 益田信用組合			静岡県労働金庫 （平成26年1月～） 東海労働金庫 （平成26年1月～）
大阪	7	4	0	池田泉州銀行、京都銀行、紀陽銀行 近畿大阪銀行、滋賀銀行、南都銀行 みなと銀行		滋賀県信用組合 淡路信用組合 のぞみ信用組合 兵庫県信用組合			近畿労働金庫 （平成26年1月～）
広島	5	1	0	西京銀行、山陰合同銀行、鳥取銀行 トマト銀行、広島銀行		広島市信用組合			中国労働金庫 （平成26年1月～）
高松	8	1	0	阿波銀行、伊予銀行、愛媛銀行 香川銀行、高知銀行、四国銀行 徳島銀行、百十四銀行		香川県信用組合			四国労働金庫 （平成26年1月～）
福岡	4	0	0	十八銀行、親和銀行 西日本シティ銀行、福岡銀行					九州労働金庫 （平成26年1月～）
熊本	2	0	0	熊本ファミリー銀行、肥後銀行					
沖縄	2	0	0	沖縄銀行、琉球銀行					沖縄県労働金庫 （平成26年1月～）
合計	78	24	0						

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。
2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

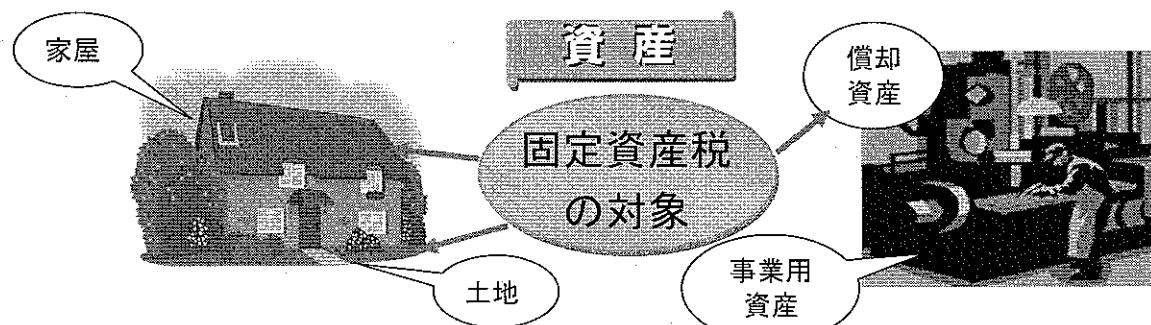


償却資産（固定資産税） の申告はお済みですか？

— 申告は1月31日まで —

Q 1 償却資産って何ですか？

A 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。



※自動車及び軽自動車等は除外ですが、大型特殊自動車は償却資産の対象となります。

Q 2 償却資産の対象になるものは何ですか？

A 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している
構築物、機械、器具、備品などの資産です。

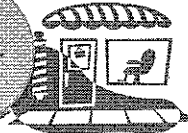
償却資産の対象となるもの(例)

飲食店
・
小売店



- ・厨房設備・冷蔵庫
- ・レジスター
- ・カラオケセット
- ・商品陳列ケース
- ・自動販売機 など

理容業
・
美容業



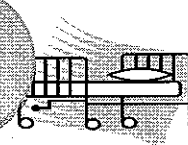
- ・理・美容椅子
- ・洗面設備
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール など

不動産
賃貸業



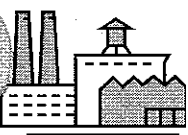
- ・自転車置場
- ・緑化施設
- ・塀・フェンス・側溝
- ・駐車場等舗装路面 など

医 院



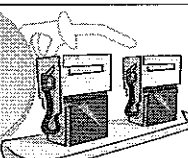
- ・ベッド
- ・手術台
- ・X線装置
- ・調剤機器 など

工 場



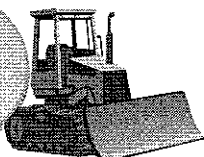
- ・各種製造設備
(旋盤、金型、プレス機など)
- ・受変電設備
- ・構内舗装 など

ガソリ
ンスタ
ンド



- ・オイルエンヂャー
- ・洗車機
- ・ガソリン計量器
- ・地下タンク など

建設業



- ・ブルドーザー
- ・ポンプ
- ・ポータブル発電機
- ・パワーショベル など

パチンコ
店・ゲ
ームセン
ター



- ・パチンコ台
- ・パチスロ台
- ・ゲームマシン
- ・両替機
- ・POS システムなど

Q 3 申告はどのようにすればよいですか？

A 様式が定められていますので、償却資産の所在する各市町村の固定資産税担当課に問い合わせて申告書を取り寄せ、申告してください。

償却資産の所有者には、法令により申告する**義務**があります！

※未申告には過料が科せられます。虚偽申告には懲役または罰金が科せられます。

Q 4 具体的な評価額の計算はどのようにするのですか？

A 以下のような計算を行います。

1. H25年5月に業務用冷蔵庫(耐用年数8年)を¥500,000で取得した場合(前年中取得の場合)

取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率※ = 評価額

¥500,000 × 0.875 = ¥437,500 [H26年の申告額]

2. H24年5月に厨房設備(耐用年数8年)を¥2,000,000で取得した場合(前年前取得の場合)

取得価額 (¥2,000,000) × 減価残存率※ (0.875) = 評価額 (¥1,750,000) [H25年の申告額]

前年度の評価額 × 前年前取得のものの減価残存率※ = 評価額

¥1,750,000 × 0.750 = ¥1,312,500 [H26年の申告額]

※減価残存率は耐用年数、取得時期によって異なります。

Q 5 税額はどのように計算されますか？

A 償却資産(固定資産税)の税額は次のように求めます。

税額 (100円未満切り捨て) = 課税標準額※ (1,000円未満切り捨て) × 税率 (標準税率1.4%)

※課税標準額とは、Q4の評価額のことです(特例が適用される場合があります。)

〔減価残存率表〕

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
：	：	：
7	0.860	0.720
8	0.875	0.750
9	0.887	0.774
：	：	：

提出先・お問い合わせ先 ○○市(町村)役所(場)○○課

〒○○○-○○○○ 埼玉県○○市(町村)○丁目○番○号

TEL○○○(○○○)○○○○(代表)内線○○○○ FAX○○○(○○○)○○○○

贈与税の申告は e-Taxで!!

まずは...

パソコンで作成

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)
の「確定申告書等作成コーナー」で
贈与税の申告書を作成!!

さらに...

ネットで申告・納税

贈与税の申告書の作成が終わったら
「確定申告書等作成コーナー」から
e-Taxで送信できます!!

作成した申告書等は、印刷して
郵送等で提出することもできます。



個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除(110万円)を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用するとき

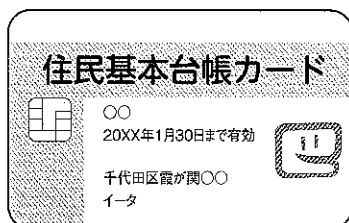
なお、平成25年分の贈与税の申告と納税は、平成26年2月3日(月)から3月17日(月)までとなっています。

e-Tax については、裏面をご覧ください。

e-Tax を利用するには・・・

1
STEP

電子証明書等の準備



電子証明書 (IC カード)

住民票のある市役所等の窓口で、住民基本台帳カードを入手し、「電子証明書発行申請書」等を提出して電子証明書(公的個人認証サービスに基づく電子証明書)の発行を受けてください。

詳しくは、住民票のある市役所等へお問い合わせください。

- ※ 税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。
- ※ 電子証明書の取得には費用がかかります。また、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期間は3年となっており、有効期限を過ぎた場合には、新たに取得する必要があります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。

2
STEP

ICカードリーダライタの購入

利用する電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。

- ※ 利用する電子証明書の仕様に合ったものを確認の上、家電販売店などで買い求めください。

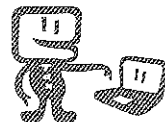


3
STEP

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

「確定申告書等作成コーナー」は画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、贈与税の申告書が作成できます。

- ※ e-Tax で送信するには利用者識別番号が必要となりますが、既に取得されている場合には贈与税で改めて取得していただく必要はありません。
(取得していない場合は、「確定申告書等作成コーナー」で取得することができます。)
- ※ 「確定申告書等作成コーナー」で電子証明書等の初期登録を行い、そのまま作成した申告等データを e-Tax で送信することができます。
- ※ 「確定申告書等作成コーナー」では、税理士等が納税者に代わって申告等データを作成し、e-Tax で送信することができます。
- ※ 平成 25 年分の「確定申告書等作成コーナー」は、国税庁ホームページに平成 26 年 1 月上旬に公開予定です。
- ※ 贈与税の申告書の作成については、e-Tax ソフトをダウンロードして作成することはできませんので、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、確定申告期に設置される相談・受付会場で申告書を作成される場合は、事前予約は承っておりません。

e-コクセイ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901) ※お間違いのないよう、十分に確認の上、おかけください。

▶ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-Taxの利用開始のための手続、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作などに関する問い合わせに電話で対応する専用窓口です。



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

www.nta.go.jp

国税庁

検索

click!